

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 （加工組立減税の用語の意義） 8－1 法第 8 条の規定に関する用語の意義は、次による。 (1)及び(2) （省略） (3) 令第 20 条第 3 項第 <u>26</u> 号に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第 57 類、第 61 類、第 62 類及び第 63 類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下のものが含まれる。 イ～ハ （省略） （加工組立減税の適用上の留意事項） 8－3 法第 8 条第 1 項第 1 号から第 <u>3</u> 号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。 (1) 令第 20 条第 2 項各号、第 4 項<u>及び</u>第 6 項各号に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第 8 条第 1 項第 1 号から第 <u>3</u> 号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。	第 10 節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税 （加工組立減税の用語の意義） 8－1 法第 8 条の規定に関する用語の意義は、次による。 (1)及び(2) （同左） (3) 令第 20 条第 3 項第 <u>25</u> 号<u>《加工又は組立てのため輸出された貨物の指定等》</u>に規定する「包装に使用するもの」とは、関税率表第 57 類、第 61 類、第 62 類及び第 63 類の製品とともに輸入申告の際に提示され、かつ、当該製品の包装に通常使用される包装材料として認められるものであり、例えば、以下のものが含まれる。 イ～ハ （同左） （加工組立減税の適用上の留意事項） 8－3 法第 8 条第 1 項第 1 号から第 <u>4</u> 号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。 (1) 令第 20 条第 2 項各号、第 4 項、<u>第 6 項各号及び第 8 項各号</u>に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第 8 条第 1 項第 1 号から第 <u>4</u> 号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(2) 令第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号、第 6 項第 2 号及び第 3 号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。 イ はっ水加工等のコーティング、アイロン仕上げ等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工 ロ 製品の一部にのみコーティング、アイロン仕上げ等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工 (3) 令第 20 条第 2 項第 3 号及び第 6 項第 3 号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しば付け（しわを付けること）等の行為が含まれる。 (4) （省略）	(2) 令第 20 条第 2 項第 2 号及び第 3 号、第 6 項第 2 号及び第 3 号並びに第 8 項第 2 号及び第 3 号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。 イ はっ水加工等のコーティング、アイロン仕上げ等をしたことが肉眼により判別することができない程度の加工 ロ 製品の一部にのみコーティング、アイロン仕上げ等が施されており、他の部分から原材料の確認が可能な加工 (3) 令第 20 条第 2 項第 3 号、第 6 項第 3 号及び第 8 項第 3 号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しば付け（しわを付けること）等の行為が含まれる。 (4) （同左）
（加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続） 8－4 法第 8 条第 1 項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。 (1)～(4) （省略） (5) <u>上記(1)の確認申告書（その添付書類を含む。）により下記(6)のイからハまでに掲げる事項が確認できない場合には</u>、令第 22 条第 3 項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）<u>の提出を求める</u>ものとする。また、製品、	（加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続） 8－4 法第 8 条第 1 項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手続については、次による。 (1)～(4) （同左） (5) <u>法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに該当する製品を製造する場合には</u>、令第 22 条第 3 項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）<u>を提出する</u>ものとする。<u>ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
副資材についても必要に応じてサンプルの提出を求めるものとする。 この場合、1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等（<u>生地見本並びに製品及び副資材のサンプルをいう。以下同じ。</u>）の提出は省略して差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。 これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C－5000）を押なつて上記(1)の確認申告書等とともに申告者に返付する。 なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。 (6) 輸出通関時に提出される<u>確認申告書（その添付書類を含む。）又は</u>生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる<u>事項</u>は、次のとおりとする。 なお、提出された生地見本等により<u>以下の事項</u>が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略して差し支えない。 イ 法第 8 条第 1 項第 1 号に該当する製品の<u>場合における確認事項</u> (イ)～(ホ) (省略) ロ 法第 8 条第 1 項第 2 号に該当する製品の<u>場合における確認事項</u> (イ)～(ニ) (省略) ハ 法第 8 条第 1 項第 3 号に該当する製品の<u>場合における確認事項</u>	<u>同等に同一性の確認が可能となる資料を提出するものとする。</u>また、製品、副資材についても必要に応じてサンプル<u>を提出する</u>ものとする。 この場合、1 契約に係る 2 回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略して差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。 これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C－5000）を押なつて上記(1)の確認申告書等とともに申告者に返付する。 なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一括管理し、保管には十分注意するよう指導する。 (6) 輸出通関時に提出される生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる<u>事項等については</u>、次のとおりとする。 なお、提出された生地見本等により<u>材質、規格、形状等</u>が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略して差し支えない。 イ 法第 8 条第 1 項第 1 号に該当する製品の<u>生地見本等</u> (イ)～(ホ) (同左) ロ 法第 8 条第 1 項第 2 号に該当する製品の<u>生地見本等</u> (イ)～(ニ) (同左) ハ 法第 8 条第 1 項第 3 号に該当する製品の<u>生地見本等</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(イ)～(ニ) (省略) (加工組立減税の手続) 8－5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続については、次による。 (1)及び(2) (省略) (3) 減税の手続に当たっては、令第 23 条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）<u>(8－4(5)により返付された生地見本等を含む。以下 8－11 及び 8－12(2)ロにおいて同じ。)</u>を提示するものとする。	(イ)～(ニ) (同左) <u>ニ 法第 8 条第 1 項第 4 号に該当する製品の生地見本等</u> <u>(イ) 革類 材質（牛革（カーフ、ステア等）、羊革等）、規格（等級等）、色等</u> <u>(ロ) 織物類 材質（人造繊維製等）、糸の太さ（織糸の番手、打込み本数）、織り方（平織り、綾織り等）、規格（幅、長さ等）、色、柄等</u> <u>(ハ) 縫い糸 材質（人造繊維製等）、規格（糸の太さ、長さ、単糸等）、色等</u> <u>(ニ) 付属品 材質（金属製、プラスチック製等）、規格（サイズ、種類等）等</u> (加工組立減税の手続) 8－5 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税の手続<u>き</u>については、次による。 (1)及び(2) (同左) (3) 減税の手続に当たっては、令第 23 条第 1 項に規定する書類の提出のほか、当該製品の原料又は材料となった輸出原材料の輸出の際に提出し、税関の確認後交付を受けた確認申告書（交付用）<u>及び生地見本等</u>を提示するものとする。

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
(4) （省略） (5) 法第 8 条第 1 項第 1 号 <u>及び</u>第 3 号に掲げる製品の減税の手續に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ（省略） (6) 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税の手續に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類（材質、織り方、規格、色柄等を明記したもの。なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。）<u>。</u> ロ （省略） <u>(7) 加工組立減税の適用を受けようとする製品が前記 8－4 の手續を経た輸出原材料から加工又は組立てされたものであることの確認は、原則として、当該製品に係る輸入申告書及び添付書類に記載された事項（必要に応じて、当該製品の規格、材質等）と(3)の書類に記載された事項及び(5)又は(6)の書類に記載された事項との対査により行う。</u> （加工組立減税に係る製品の課税価格） 8－6 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税を受けようとする製品の課税価格は、次の算式により算出するものとする。 （輸出原材料の FOB 価格）+（輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料）+（加工又は組立費用）+（製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃	(4) （同左） (5) 法第 8 条第 1 項第 1 号 <u>、</u>第 3 号 <u>及び第 4 号</u>に掲げる製品の減税の手續に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ（同左） (6) 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税の手續に当たっては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ 加工仕様書、加工指図書等の加工の詳細を記載した書類（材質、織り方、規格、色柄等を明記したもの。なお、原材料貨物の同一性、数量及び加工等の程度が容易に確認できる場合は提出を要しない。 ロ （同左） （加工組立減税に係る製品の課税価格） 8－6 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税を受けようとする製品の課税価格は、次の算式により算出するものとする。<u>ただし、当該製品について定率法第 4 条第 1 項《課税価格の決定の原則》の規定を適用できる場合は、当該製品の輸入取引に係る資料から同項の規定に基づき課税価格</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
及び保険料) この場合における輸出原材料の FOB 価格等の具体的取扱いについては、次による。 (1)～(3) (省略) (加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲) 8－8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに<u>当たって</u>輸出原材料に含める範囲については、次による。 (1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第 22 条第 1 項に規定する税関長の確認を受けたもので<u>あつて</u>、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて<u>取り扱って</u>差し支えない。 イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び法第 8 条第 1 項第 1 号から第 <u>3</u> 号までに掲げる製品を生地から製造する段階で生ずる裁断くず、端切れ（用尺が製品一点分に満たないもの）等については、	<u>を算出する。</u> （輸出原材料の FOB 価格）+（輸出原材料の陸揚港までの往路の運賃及び保険料）+（加工又は組立費用）+（製品の船積港から本邦の輸入港までの運賃及び保険料） この場合における輸出原材料の FOB 価格等の具体的取扱いについては、次による。 (1)～(3) (同左) (加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲) 8－8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに<u>当たつて</u>輸出原材料に含める範囲については、次による。 (1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第 22 条第 1 項 <u>《加工又は組立用貨物の輸出の手続》</u> に規定する税関長の確認を受けたもので<u>あつて</u>、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて<u>取り扱つて</u>差し支えない。 イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び法第 8 条第 1 項第 1 号から第 <u>4</u> 号までに掲げる製品を生地から製造する段階で生ずる裁断くず、端切れ（用尺が製品一点分に満たないもの）等については、

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
製造ロスに準じて<u>取り扱って</u>差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。 ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる無価値に等しいさ細な副産物に相当する部分。なお、製品の加工又は組立ての工程で発生する不良品で<u>あつて</u>、再生が困難等のため全く無価値に等しいものについては、これに該当するものとして<u>取り扱って</u>差し支えない。 (2) 次に掲げる貨物については、輸出原材料には含まれないので、留意する。 イ 本邦から輸出された貨物のうち、消耗品及び製品の加工又は組立てに使用される機械工具類。ただし、消耗品で<u>あつても</u>、製品に化体して再輸入されることが即物的に確認できるものについては、輸出原材料に含めて差し支えない。 ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物に見合う部分 （加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続） 8－10 令第 24 条において準用する定率法施行令第 5 条の 3 に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」（T－1065）とし、<u>2</u> 通（原本、承認書用）を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認	製造ロスに準じて<u>取り扱って</u>差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。 ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる無価値に等しいさ細な副産物に相当する部分。なお、製品の加工又は組立ての工程で発生する不良品で<u>あつて</u>、再生が困難等のため全く無価値に等しいものについては、これに該当するものとして<u>取り扱って</u>差し支えない。 (2) 次に掲げる貨物については、輸出原材料には含まれないので、留意する。 イ 本邦から輸出された貨物のうち、消耗品及び製品の加工又は組立てに使用される機械工具類。ただし、消耗品で<u>あつても</u>、製品に化体して再輸入されることが即物的に確認できるものについては、輸出原材料に含めて差し支えない。 ロ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずる副産物に見合う部分 （加工組立減税に係る製品の輸入期間の延長承認申請手続） 8－10 令第 24 条 <u>《再輸入の期間の延長承認申請手続に関する規定の準用》</u>において準用する定率法施行令第 5 条の 3 <u>《再輸入の期間の延長の承認申請手続》</u>に規定する申請書は、「再輸入・再輸出・輸入期間延長承認申請書」

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
したときは、うち一通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合において、<u>加工組立減税を受けようとする製品の輸入申告の際に、当該承認書の写しを提出させる。</u> （加工組立減税に係る輸入税関官署における取扱い） 8－11 加工組立減税に係る輸入申告が<u>あった</u>場合には、前記 8－5 の(3)により提示を受けた確認申告書（<u>交付用</u>）により、前記 8－4 の(5)の確認事項に基づいて、輸入申告された製品と輸出原材料の同一性を確認するとともに、当該製品に使用された輸出原材料の数量について附属書（交付用）の「輸出原材料の使用実績」欄に消込みを行う。 （加工組立減税の手続の特例） 8－12 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工組立減税の手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。 (1) （省略） (2) 次に掲げる書類については、特例輸入者等に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用	（T－1065）とし、<u>3 通（原本、承認書用、<u>輸入予定地税関送付用</u>）</u>を輸出原材料の輸出許可税関官署に提出させ、承認したときは、うち一通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合において、<u>他の 1 通（輸入予定地税関官署送付用）は輸入予定地を所轄する税関官署又は主要輸入地所轄税関官署あて送付する。</u> （加工組立減税に係る輸入税関官署における取扱い） 8－11 加工組立減税に係る輸入申告が<u>あつた</u>場合には、前記 8－5 の(3)により提示を受けた確認申告書<u>及び生地見本等</u>により、前記 8－4 の(5)の確認事項に基づいて、輸入申告された製品と輸出原材料の同一性を確認するとともに、当該製品に使用された輸出原材料の数量について附属書（交付用）の「輸出原材料の使用実績」欄に消込みを行う。 （加工組立減税の手続の特例） 8－12 法第 8 条第 1 項の規定による加工組立減税に係る製品が特例輸入者又は認定通関業者（以下この項において「特例輸入者等」という。）の輸入申告に係る貨物であるときにおける当該加工組立減税の手続については、次のとおり取り扱って差し支えない。 (1) （同左） (2) 次に掲げる書類については、特例輸入者等に対して、輸出原材料の輸出実績、加工又は組立の際生ずる副産物の処理状況、輸出原材料の使用

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。 イ 前記 8－5(2)に規定する「附属書」（P－7710） ロ 前記 8－5(3)に規定する確認申告書（交付用） ハ 法第 8 条第 1 項第 1 号 <u>及び</u>第 3 号に掲げる製品の減税手続における前記 8－5(5)イ及びロに規定する書類 ニ 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税手続における前記 8－5(6)イ及びロに規定する書類 (3) （省略）	実績、後記ロの書類並びに後記ハ及びニに相当する書類を適切に管理することを求めた上で、提出又は提示の省略を認める。 イ 前記 8－5(2)に規定する「附属書」（P－7710） ロ 前記 8－5(3)に規定する確認申告書（交付用） <u>及び生地見本等</u> ハ 法第 8 条第 1 項第 1 号 <u>、</u>第 3 号 <u>及び第 4 号</u>に掲げる製品の減税手続における前記 8－5(5)イ及びロに規定する書類 ニ 法第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる製品の減税手続における前記 8－5(6)イ及びロに規定する書類 (3) （同左）
第 13 節 軽減税率 （軽減税率等の適用手続） 9－1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。 (1)～(3) （省略） (4) 令第 32 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 3 号に掲げる物品については、それぞれ令第 33 条第 2 項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。 (5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物	第 13 節 軽減税率 （軽減税率等の適用手続） 9－1 法第 9 条の規定により軽減税率の適用を受ける場合に必要とされる手続等については、次による。 (1)～(3) （同左） (4) 令第 32 条第 1 項第 1 号及び <u>第 16 号並びに</u>同条第 2 項第 3 号に掲げる物品については、それぞれ令第 33 条第 2 項の規定により、上記(1)の明細書に当該物品である旨を証する主務大臣の証明書を添付しなければならないこととなっているので留意する。 (5) 軽減税率等の適用を受けようとする物品の輸入申告者（特例申告貨物

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
にあつては、特例輸入者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例委託輸入者をいう。)) は、令第 33 条第 3 項において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。 ただし、令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者をいうことに留意する。 (6) （省略）	にあつては、特例輸入者（関税法第 7 条の 2 第 1 項に規定する特例輸入者をいう。）又は特例委託輸入者（法第 7 条の 2 第 2 項に規定する特例委託輸入者をいう。)) は、令第 33 条第 3 項において準用する令第 8 条第 2 項の規定により、当該物品の使用者に限定されている。 ただし、令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品については、その配分を行う者を、同項第 2 号、第 3 号及び第 9 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は販売者を、同項第 7 号に掲げる物品であるときは、物品の使用者又は物品を使用する者に対し販売する者を、<u>また、同項第 16 号に掲げる重油及び粗油については、その販売者を</u>いうことに留意する。 (6) （同左） <u>（農林漁業用重油等に関する用語の意義及び取扱い等）</u> <u>9－10 令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる重油及び粗油（以下本項において「農林漁業用重油等」という。）に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</u> <u>(1) 「農林漁業の用に供されるもの」の意義</u> <u>法別表第 1 第 2710. 19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710. 20 号の 1 の(4)の A の(b)に規定する「農林漁業の用に供されるもの」とは、次に掲げる用途に供されるものをいう。</u> <u>イ 農業用のものについては、次に掲げる業種（これらの業種に必要な</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>灌漑排水施設の管理の事業を含むものとし、農作物等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除く。）において使用される機械及び器具（運搬専用具を除く。）の動力燃料並びに乾燥機（米、麦、茶、たばこ、しいたけその他これらに類する農産物及び牧草の乾燥用のものに限る。）、温室用ボイラー及び重油燃焼器（霜害及び冷害防止用のものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの</u> <u>穀作農業、穀作以外の圃場作物農業、果樹・樹園農業、特殊園芸農業、畜産農業（養鶏農業及び酪農農業を含む。）、養蚕農業</u> <u>ロ 林業用のものについては、次に掲げる業種において使用される機械及び器具（集材機（索道積込機を含む。）及び公有の森林鉄道の機車を含み、その他の運搬専用具を除く。）の動力燃料として使用されるもの</u> <u>育林業、製薪業、木炭製造業、木材伐出業、その他の林業</u> <u>ハ 漁業用のものについては、次に掲げる業種（水産加工業を除く。）において使用される動力漁船（漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 2 項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第 1 項第 1 号から第 3 号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上・上機（漁船・上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機（ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用（煮熱用を含む。）のものに限る。）及びボイラー（水産動植物の飼育におけ</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>る水温調節、煮干の煮熱及びこれらに類する用途に供されるものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの</u> <u>捕鯨業、一般海面漁業（採貝、採藻業を含み、漁業サービス業を除く。）内水面漁業、浅海養殖業（真珠、カキ、ノリ等の養殖業）、内水面養殖業</u> (2) <u>保税作業により得られた農林漁業用重油等の取扱い</u> <u>軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等が、令第 6 条に規定する「保税作業により、本邦に到着した軽油に該当する石油製品に關稅納付済みの石油製品を混合して得られたもの」である場合には、輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の際に、当該保税作業に係る保税作業終了届（C-3260）を提示させること等により、法別表第 1 第 2710.19 号の 1 の(3)の A の(b)及び第 2710.20 号の 1 の(4)の A の(b)に規定する性質を有するものであることを確認するものとする。</u> (3) <u>同時蔵置の取扱いの特例</u> <u>軽減税率の適用を受けようとする農林漁業用重油等とその他の重油又は粗油との同時蔵置については、関税法基本通達 42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）の(4)の規定によるほか、タンク事情から単独の保税タンクに蔵置することができないと認められる場合においては、内国貨物である JIS 規格 1 種 2 号の重油（注）との同時蔵置を認めて差し支えない。</u> <u>（注） JIS 規格（K2205） （省略）</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>(4) 混合の取扱い</u> <u>軽減税率の適用を受けた農林漁業用重油等（以下本項において「無税重油等」という。）に係る混合の取扱いについては、次による。</u> <u>イ 輸入の許可を異にする無税重油等の混合は認めて差し支えない。この場合には、輸入の許可を異にする無税重油等がそれぞれ搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。</u> <u>ロ 無税重油等と他の石油との混合は、混合後の石油が JIS 規格 1 種 2 号の重油の規格の範囲内である場合に限り認めて差し支えないものとし、混合された後の石油の取扱いは、次による。</u> <u>(イ) 無税重油等と無税重油等以外の重油又は粗油で無税重油等と同一の規格を有するもの（JIS 規格 1 種 2 号の重油を含む。以下本項において「他の重油等」という。）とを混合した場合は、当該混合前の無税重油等と他の重油等とが搬入の順序に従って同一のタンク等に蔵置されているものとして取り扱う。</u> <u>(ロ) 無税重油等と他の重油等以外の石油（JIS 規格の軽油、灯油（注）等）とを混合した場合には、混合後の石油は、どの部分においても、混合前の無税重油等の数量の混合後の石油の全量に対する割合による数量の無税重油等を含むものとして取り扱う。従って、当該混合後の石油の全部又は一部が用途外使用に供されたときは、当該用途外使用に供された石油の数量に上記の割合を乗じて得た数量の無税重油等が用途外使用に供されたものとし、軽減を</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>受けた関税の額を徴収する。</u> <u>（注） 1. JIS 規格（K2204） （省略）</u> <u>（注） 2. JIS 規格（K2203） （省略）</u> <u>（5） 振替使用の取扱い</u> <u>無税重油等を必要とする地域に無税重油等がない場合において、当該地域以外の地域にある無税重油等を当該地域に輸送したのでは需要に間に合わない等やむを得ない事情があるときは、次により、当該地域にある他の重油等と当該地域以外の地域にある無税重油等との振替を認めて差し支えない。</u> <u>イ 上記の振替をしようとするときは、当該地域において無税重油等を供給しようとする者から振替の依頼を受けた無税重油等の所持者の名をもって、「農林漁業用無税重油等振替申請書」（P－8030）2 通（原本、承認書用）（無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署と他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署とが異なるときは、他の重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署への送付用として 1 通を加える。）を、あらかじめ無税重油等の蔵置場所の所在地を所轄する税関官署に提出することにより申請を行わせるものとする。</u> <u>ロ 上記イの申請書は、原則として、直接税関官署に提出させるものとし、郵送による提出は、申請者の所在地が税関官署から遠隔地にある等やむを得ない場合に限るものとする。郵送による提出を希望する者</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>があるときは、郵送による振替申請を必要とする理由等を記載した適宜の様式による願書をあらかじめ提出させ、願出者の所在地、税関官署までの交通事情及び従業員数等を審査し、郵送によることがやむを得ないと認められる場合にのみこれを認めるものとする。郵送による振替申請を認めた場合には、四半期ごとに無税重油等の受払及び振替状況に関する報告書を提出させることとする。</u> ハ <u>上記イの申請書が提出された場合には、当該申請書の記載事項について審査し、更に必要に応じて調査を行い、その結果、振替を必要とする理由についてやむを得ない事情があること、振り替えようとする無税重油等と他の重油等がいずれも品名、数量、蔵置場所等について確定していること、及び振り替えようとする数量が妥当な数量であることが確認された場合には、振替を承認するものとする。</u> <u>なお、次のような振替は認められないので留意する。</u> <u>(イ) 輸入予定の農林漁業用重油等を引当てとした振替</u> <u>(ロ) 製造又は購入予定の他の重油等を引当てとした振替</u> <u>(ハ) 無税重油等を農林漁業用以外の用途に使用するための振替</u> ニ <u>振替を承認したときは、申請書のうち 1 通（承認書用）を承認書として申請者に交付する。この場合における承認年月日は、申請書の提出年月日（郵送されたものについては、日本郵便株式会社の消印年月日）とする。</u> ホ <u>上記ニにより承認書を交付したときは、申請者から無税重油等に振</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>り替えられる他の重油等の所持者あてに、直ちに承認書及び承認書写しを送付させ、承認書は当該他の重油等の所持者に振替を確認した旨を裏書のうえ押印させて、申請者に返付させておくものとする。</u> <u>振替を承認した税関官署は、必要に応じ承認書を提示させて当該他の重油等の所持者による振替の確認の有無を確認するものとする。この場合において、振替の確認がない承認書を発見したときは、申請者から事情を聴取し、必要に応じ、無税重油等に振り替えられた他の重油等の所持者に対し実地確認を行う（当該他の重油等の蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するときは、当該所在地を所轄する税関官署に依頼して行う。）ものとする。</u> <u>ハ 振替を承認した税関官署は、無税重油等に振り替えられる他の重油等でその蔵置場所の所在地が他の税関官署の管轄地域に属するものに係る申請書のうち 1 通（他の重油等の所在地所轄税関送付用）を各月ごとに取りまとめて、それぞれ当該他の税関官署に送付するものとする。</u> <u>(6) 帳簿の備付け等の義務を有する者</u> <u>令第 33 条第 14 項及び第 15 項の規定の意義及び取扱いについては、次による。</u> <u>イ 「その他の販売者」とは、無税重油等の卸売、小売その他の販売者（現物の受渡しが行われる営業所、油槽所及び販売の委託を受けてその業務を営む者を含む。）で輸入者以外の者をいい、上記(4)により振</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>替の承認を受けた者を含む。</u> ロ 「税関長が指定する使用者」とは、次に掲げる者とする。 <u>大洋漁業（株）、日本水産（株）、日魯漁業（株）、（株）極洋、宝幸水産（株）、北洋水産（株）、北海道漁業公社、函館公海漁業（株）、報国水産（株）</u> ハ 同条第 14 項に規定する「帳簿」については、後記 9－11 の(6)に定めるところによる。 (7) 用途確認 <u>農林漁業用重油等の用途確認については、次による。</u> イ 無税重油等が消費者に販売された場合においては、<u>全国農業協同組合連合会（全農）、全国漁業協同組合連合会（全漁連）又は全国石油業協同組合連合会（全石連）において購入証明書（注）を一括して、その輸入地を所轄する税関官署あてに提出することになっているので、無税重油等の用途確認の際の参考にする。</u> (注) <u>購入証明書は、全農、全漁連及び全石連に対する農林水産省及び経済産業省の行政指導により、無税重油等の用途確認の際の参考とするため、提出させているものである。なお、無税重油等と他の重油等以外の石油を混合した場合においては、この証明書の数量欄には、購入された混合後の石油の数量を記載するほか、当該数量に含まれる無税重油等の数量をかつこ書により内書として記載することとなっている。</u>

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
（軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け） <u>9－10</u> 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第 33 条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第 33 条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。 (1)～(3) （省略） (4) 令第 32 条第 <u>2</u> 項第 <u>3</u> 号に掲げる物品については、<u>「高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（輸入者用）」（P－8060）又は「高糖度原料糖の使用に係る業務の報告書（精製者用）」（P－8070）</u> (5) 上記(1)から<u>(4)</u>までに該当する物品以外の物品については、「軽減税率	<u>ロ 用途確認のための帳簿検査の際、販売者の払出数量が受入数量に満たない場合であっても、その差額の数量が自然減、運送による欠減又は計量誤差の範囲内であると認められるときは、当該受入数量の全量が払い出されたものとして処理して差し支えない。</u> （軽減税率等適用貨物に係る帳簿等の備付け） <u>9－11</u> 軽減税率又は譲許の便益の適用を受けた貨物について、令第 33 条の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。）により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第 33 条において規定された事項が記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。 (1)～(3) （同左） (4) 令第 32 条第 <u>1</u> 項第 <u>16</u> 号に掲げる物品については、<u>「農林漁業用無税重油等受払台帳」（P－8040）</u> (5) 上記(1)から<u>(5)</u>までに該当する物品以外の物品については、「軽減税率

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
等適用物品に関する帳簿」(P-8050) (配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告) <u>9-11</u> (省略) (コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告) <u>9-12</u> (省略) (丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告) <u>9-13</u> (省略) (シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義) <u>9-14</u> (省略) 第 14 節 用途外使用等の制限 (用途外使用等の承認) 10-2 法第 10 条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。 (1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支	等適用物品に関する帳簿」(P-8050) (配合飼料製造用脱脂粉乳等に係る使用状況の報告) <u>9-12</u> (同左) (コーンスターチ製造用とうもろこしに係る使用状況の報告) <u>9-13</u> (同左) (丸粒とうもろこしに係る使用状況の報告) <u>9-14</u> (同左) (シュレッドチーズの原料として使用するチーズに関する用語の意義) <u>9-15</u> (同左) 第 14 節 用途外使用等の制限 (用途外使用等の承認) 10-2 法第 10 条ただし書に規定する用途外使用等の承認の取扱いについては、次による。 (1) 減免税を受けた物品の用途外使用等は、原則として承認しないものとする。ただし、次に掲げる場合には、用途外使用等の承認をして差し支

新旧対照表

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
支えない。 イ （省略） ロ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品であって、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は公益財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合 ハ 上記イ及びロに掲げる物品のほか、減免税を受けた物品が事故による変質又は損傷、使用による損耗その他これらに準ずる理由により当該減免税の用途に使用できなくなったため、これを他の用途に供しようとする場合 (2) 上記(1)のイからハまでに掲げる場合以外の場合であって、やむを得ない理由により用途外使用等の承認を相当と認めるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。 (3) （省略）	えない。 イ （同左） ロ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる物品であって、その品質が著しく低下し、厚生労働省その他の公的衛生機関の認定書又は財団法人日本乳業技術協会の検査成績書により給食用不適格品と認定されるものを飼料用又は食品加工原料用に供しようとする場合及び同条の規定により軽減を受けた物品を使用して製造した給食用の加工食品を災害救助用に供しようとする場合 ハ 法第 9 条第 1 項に規定する軽減税率の適用を受けた令第 32 条第 1 項第 16 号に掲げる物品が、災害等により汚損したため、他の用途に供しようとする場合 ニ 上記イからハまでに掲げる物品のほか、減免税を受けた物品が事故による変質又は損傷、使用による損耗その他これらに準ずる理由により当該減免税の用途に使用できなくなったため、これを他の用途に供しようとする場合 (2) 上記(1)のイからニまでに掲げる場合以外の場合であって、やむを得ない理由により用途外使用等の承認を相当と認めるときは、あらかじめ本省に報告するものとする。 (3) （同左）